別表六(七)
「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

別表六(七)
平二十八・四・一以後終了事業年度分

御注意
「比較試験研究費の額3」が零の場合には、「増加試験研究費割合6」は記載せず、「試験研究費の増加額に係る税額控除限度額9」には、「(5)×(7)」として計算した金額を記載してください。

試験研究費の額		1	円	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額	平均売上金額 (別表六(八)「5」)	12	円
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)		2			平均売上金額の10%相当額 (12)×10/100	13	
試験研究費の増加額に係る税額控除	比較試験研究費の額 (別表六(八)「10」)	3			平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1)－(13)	14	
	基準試験研究費の額 (別表六(八)「11」)	4			試験研究費割合 (1)/(12)	15	
	増加試験研究費の額 (1)－(3) ((1)≦(4)の場合は0)	5			超過税額控除割合 ((15)－10/100)×0.2	16	
	増加試験研究費割合 (5)/(3)	6			平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 (14)×(16)	17	円
	試験研究費の増加割合に係る税額控除額 (6)≧30%の場合	7					
	試験研究費の増加割合に係る税額控除額 (6)＜30%の場合 (6)	8				19	
		9	円		控除可能額 又は(19)の金額)	20	
	当期税額基準額 (2)×10/100	10			調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の③」)	21	
	当期税額控除可能額 ((9)と(10)のうち少ない金額)	11			法人税額の特別控除額 (20)－(21)	22	

「22」欄
平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の４第４項第２号」
② 「区分番号」欄：「00012」
③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

「22」欄
試験研究費の増加額に係る税額控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の４第４項第１号」
② 「区分番号」欄：「00486」
③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

法　0301－0607